

### 道路占用許可申請書等の電子メールによる受付について

道路占用許可申請等について、手続の利便性向上を図るため、電子メールにより申請書等を提出することができます。電子メールによる申請書等の提出を希望する場合は、下記に記載の管理路線及び管理区間を担当する受付事務所等に電話でお問合せの上、指定されたメールアドレスあてに申請書等の必要書類をお送りください。

### 管理路線及び管理区間を担当する受付事務所等

別途掲載の「窓口一覧」をご確認ください。

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-michi/file/madoguchi2.pdf>

### 対象申請等項目

根拠法令	申請等項目
道路法	
第 24 条	道路管理者以外の者の行う工事の承認申請
第 32 条第 1 項	道路占用許可申請
第 32 条第 3 項	道路占用変更許可申請
第 36 条第 1 項	義務占用工事計画書の提出
第 39 条の 3 第 1 項	入札占用計画の提出
第 39 条の 6 第 1 項	入札占用計画の変更の認定の申請
第 48 条の 5 第 1 項	連結許可の申請
第 48 条の 5 第 3 項	連結許可施設の構造変更許可の申請
第 48 条の 8 第 2 項	連結許可等に基づく地位の承継の届出
第 48 条の 9	連結許可施設の譲受の承認の申請
第 48 条の 24 第 1 項	歩行者利便増進計画の提出
第 48 条の 27 第 1 項	歩行者利便増進計画の変更認定の申請
第 48 条の 29	認定計画提出者が有する地位の承継承認の申請
第 48 条の 50	道路協力団体に対する道路管理者の承認等の協議
共同溝の整備等に関する特別措置法	
第 5 条第 2 項	共同溝の建設に係る公益事業者の意見申出
第 7 条第 1 項	共同溝整備計画の作成に係る道路占用予定者の意見書の提出
第 7 条第 3 項	申請取下げに基づく共同溝整備計画の変更に係る占用予定者の意見書の提出
第 12 条第 1 項	共同溝占用許可申請
第 13 条	占用の申請の取下げ

第 17 条	占用許可に基づく権利・義務の譲渡に係る認可申請
第 18 条	公益物件敷設の事前届出
電線共同溝の整備等に関する特別措置法	
第 4 条第 1 項	電線共同溝の建設完了後の占用許可申請
第 6 条第 2 項	占用予定者の地位承継の届出
第 8 条第 3 項	電共増設に係る各種手続の準用
第 11 条第 1 項	占用予定者であった者以外の者による電線共同溝 占用許可申請
第 12 条第 1 項	電線共同溝占用変更許可申請
第 14 条第 2 項	許可に基づく地位承継の届出
第 15 条	占用許可に基づく権利・義務の譲渡に係る承認申請
電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令	
第 7 条第 2 項第 1 号	電線敷設工事の届出
その他	
	廃止、一般承継、名称変更、住所変更、緊急工事、 試掘、占用物件の軽易な変更による届出

#### 道路占用許可申請書等を電子メールにより提出する際の注意点

- 1 申請等メールの件名は、以下のとおりとしてください。  
「(申請等項目) 申請者等名」  
(例)：(道路占用許可申請) コクドコウツウ株式会社
- 2 申請等メールの本文には、以下事項を必ず記載してください。
  - (1) 該当する申請等項目
  - (2) 申請者名
  - (3) 連絡先電話番号
- 3 受付事務所等の電子メールセキュリティシステムにより、電子メールが届かない場合があるため、電子メールが受付事務所等に到達した場合は、到達したことを電子メールで返信します。申請書等を電子メールにより送信した後受付事務所等からの返信がない場合は、受付事務所まで電話で確認をお願いいたします。
- 4 3による返信は、申請書等に不備がないことを示すものではありません。申請書等に記載事項の不備や添付書類の不足等があった場合は、別途修正を求める場合があります。
- 5 事前相談については、受付事務所等まで電話にてご連絡をお願いいたします。
- 6 「対象申請等項目」に掲げる申請等手続以外の電子メールは受付できません。